

令和7年度 入札参加資格制限・入札参加停止対象者一覧

	業者名	期 間	理 由	根拠規定
12	有限会社クワヤマコ ンストラクション (伊丹市)	令和8年2月26日から 令和9年8月25日まで (1年6ヵ月間)	本市発注の「令和7年度伊丹 市共同利用施設山田西在セ ンターほか1施設外壁及び屋 根改修工事設計委託業務」に おいて、業務進捗が著しく悪 く、履行期間内の業務完了が不 可能なため、契約の解除に至っ た。	地方自治法施行 令第167条の4 第2項第5号及 び伊丹市入札参 加資格制限基準 2(5)②
11	NCS&A株式会社 (大阪市)	令和8年1月13日から 令和8年3月12日まで (2ヵ月間)	本市発注の「伊丹市定額減税 補足給付金(不足額給付)事 業システム導入業務委託」に おいて、履行期間内に業務を 完了させず、1ヵ月未満の履 行遅滞を生じさせた。	伊丹市入札参加 停止基準別表第 1.5(3)
10	大日コンサルタント 株式会社 (岐阜市)	令和7年12月26日か ら 令和8年2月25日まで (2ヵ月間)	JR東海が管理する線路の跨線 橋点検業務について地方公共 団体等が行った入札におい て、独占禁止法第3条(不当 な取引制限の禁止)の規定に 違反する行為を行っていたと して、公正取引委員会より排 除措置命令及び課徴金納付命 令を受けた。	伊丹市入札参加 停止基準別表第 2.2(3) 伊丹市入札参加 停止基準第4条 第2項
9	株式会社トーニチコ ンサルタント (神戸市)			
8	日本郵便株式会社 (東京都千代田区)	令和7年11月14日か ら 令和8年1月13日まで (2ヵ月間)	近畿運輸局より貨物自動車運 送事業法第33条の規定に基づ く自動車の使用の停止処分を 受けた。	伊丹市入札参加 停止基準別表第 2.7(4)②
7	極東開発工業株式会 社 (大阪市中央区)	令和7年10月9日から 令和8年2月8日まで (4ヵ月間)	特装車製品の製造販売に関し て、独占禁止法第3条(不当 な取引制限の禁止)の規定に 違反する行為を行っていたと して、公正取引委員会から排 除措置命令及び課徴金納付命 令を受けた。	伊丹市入札参加 停止基準別表第 2.2(2) 伊丹市入札参加 停止基準第4条 第2項
6	株式会社中央技術コ ンサルタンツ (新宿区)	令和7年8月7日から 令和8年2月6日まで (6ヵ月間)	宮城県気仙沼市発注の道路整 備工事の入札において、公契 約関係競売等妨害の容疑で支 店長が逮捕された。	伊丹市入札参加 停止基準別表第 2.3(3)

5	株式会社ケイテック (大阪市中央区)	令和7年4月21日から 令和7年10月20日まで (6ヵ月間)	大阪府から、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条の規定に基づく営業の停止命令を受けた。	伊丹市入札参加 停止基準別表第 2.6(2)③ 伊丹市入札参加 停止基準第3条 第2項第1号
4	旭技建株式会社 (大阪市中央区)	令和7年4月21日から 令和7年7月20日まで (3ヵ月間)		伊丹市入札参加 停止基準別表第 2.6(2)③
3	株式会社A・S・P (大阪市中央区)			
2	株式会社トーワ技研 工業 (大阪市淀川区)			
1	株式会社ケイテック (大阪市中央区)	令和7年4月8日から 令和7年8月7日まで (4ヵ月間)	本市発注の「令和6年度伊丹市東消防署南野出張所大規模改修工事」における工事成績が不良であった。	伊丹市入札参加 停止基準別表第 1.4